

第1章

枚方市都市計画 マスタープラン について

1 計画の趣旨

2 計画の方向性

計画の趣旨

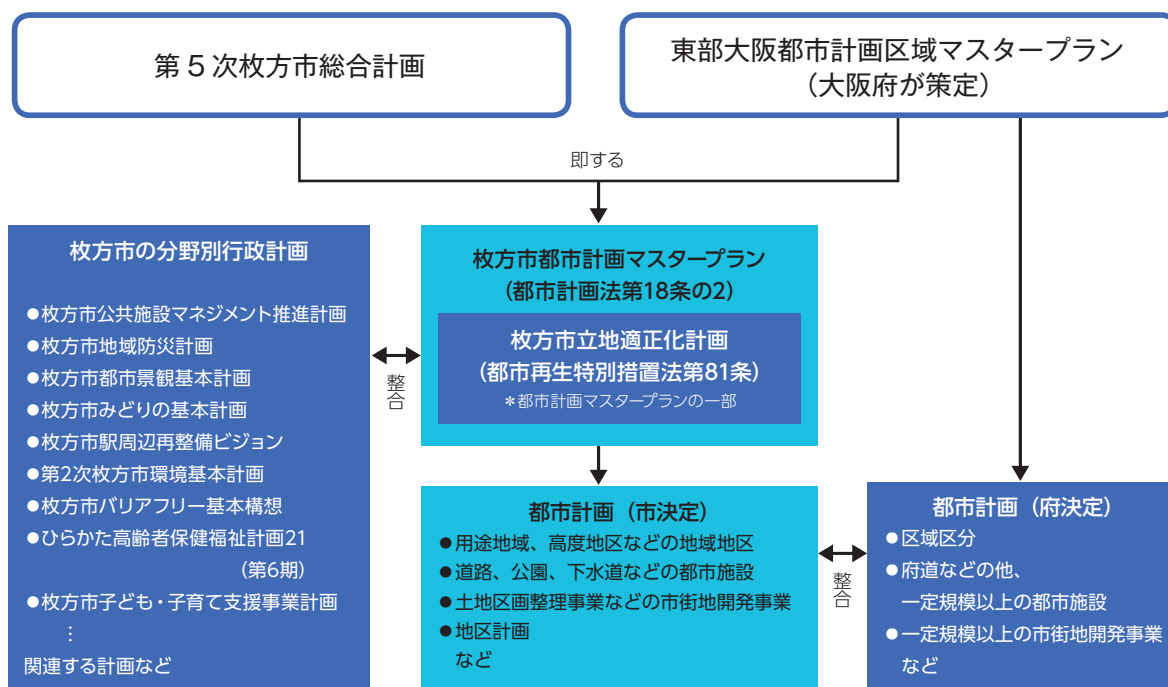
1 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、市の都市計画の基本的な方針を示すものです。

この都市計画マスタープランに沿って、土地利用の規制や誘導、道路、公園、下水道などの具体的な都市計画が定められます。

都市計画マスタープランの改定にあたっては、上位計画となる大阪府が策定した「東部大阪都市計画区域マスタープラン」や本市が策定した「第5次枚方市総合計画」に即し、他の計画との整合を図りながら、市民などの意見を反映させることにより、都市計画の広域的な一体性を確保します。

なお、都市再生特別措置法^{※1}第81条に基づき作成される枚方市立地適正化計画^{※2}は、住宅及び都市機能増進施設^{※3}の立地の適正化に関する基本的な方針や、居住の誘導及び都市機能の誘導に関する事項について位置付けを行い、都市計画マスタープランの一部とみなす計画として作成しています。



※1：都市再生特別措置法
 少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めた法律のことです。

※2：立地適正化計画
 居住や医療・福祉・商業の都市機能の誘導などに関する事項を位置づけ、コンパクトなまちづくりを進めるため、都市全体を見渡して市町村が作成できる計画です。

※3：都市機能増進施設
 医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設のことです。

第1章

第2章

第3章

第4章

付属資料編

2 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは大きく分けて、「枚方市都市計画マスタープランについて」、「全体構想」、「地域別構想」、「都市づくりの実現に向けて」で構成しています。「全体構想」では、市域全体の都市づくりの方向性を示しており、「地域別構想」では、市域を7つの地域に分け、地域別に都市づくりの方向性を示しています。

第1章 枚方市都市計画マスタープランについて

- 1. 計画の趣旨
- 2. 計画の方向性

都市計画マスタープランの基本的な考え方を示しています。

第2章 全体構想

- 1. 都市づくりの基本目標
 - (1) 将来都市像
 - (2) 都市づくりの基本方針

将来都市像や基本方針等を示しています。

- 2. めざすべき都市構造

めざすべき将来の都市構造を示しています。

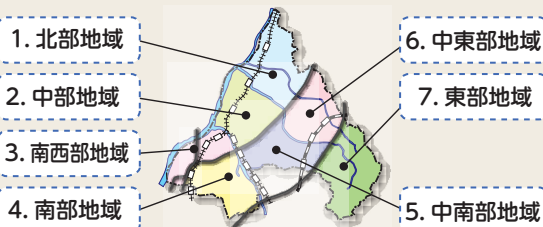
- 3. 部門別の方針
 - (1) 土地利用
 - (2) 交通
 - (3) 都市緑化及び緑地保全
 - (4) 公共下水道
 - (5) その他の都市施設
 - (6) 市街地整備
 - (7) 都市景観
 - (8) 都市防災

全市を対象とした都市計画の各部門に関する整備方針を示しています。

第3章 地域別構想

- 地域別構想の考え方
- 地域の区分

地域の区分の考え方を示しています。



各地域の状況、地域単位での都市づくりの方針などを示しています。

第4章 都市づくりの実現に向けて

都市づくりの実現に向けた基本的な考え方を示しています。

付属資料編

- 1. 枚方市都市計画審議会経過
- 2. 市民意見等の反映

枚方市都市計画審議会の経過や市民意見等を反映するため意識調査などを行った事項をまとめています。

計画の方向性

1 都市計画マスタープラン改定の背景

前回の枚方市都市計画マスタープランは、第4次枚方市総合計画第2期基本計画が策定され、大阪府においても東部大阪都市計画区域マスタープランが改定されたことから、これらの上位計画に即したものとするために、平成23（2011）年3月に改定を行いました。

今回の改定の背景としては、東部大阪都市計画区域マスタープランの改定や、第5次枚方市総合計画の策定が行われたことを踏まえ、枚方市都市計画マスタープランをこれら上位計画に即したものとすることや、区域区分^{※1}などの主要な都市計画の見直しと関連する諸計画の改定などが行われたことを踏まえ、本市の将来都市像を明確にしていく必要がありました。

また、全国的な人口減少、少子高齢化を背景として、平成26（2014）年8月に都市再生特別措置法が改正され、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する指針となる立地適正化計画を都市計画マスタープランの一部として作成することができるようになったことから、本市においては、将来の人口減少などに対応した都市づくりへの取り組みを行っていくために立地適正化計画を作成するとともに、これとあわせて都市計画の基本的な方針を見直していく必要がありました。

今回、こうした上位計画や分野別行政計画の内容や社会情勢の変化などに対応し、必要な事項の反映などを図るために、枚方市都市計画マスタープランの改定を行いました。

2 計画期間

本計画は、概ね20年から30年後の将来都市像を展望し、将来に向けた都市づくりの基本方針やめざすべき都市構造を示すとともに、概ね10年後（令和8（2026）年度）までに実現させていくべき事項を定めるため、目標年次を令和8（2026）年度とし、計画期間を平成29（2017）年度から令和8（2026）年度までの10年間とします。

なお、計画期間内におきましても、社会情勢の変化や都市の課題などに対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

3 将来の人口

本市の将来の人口 約39万人（令和8（2026）年度）

※1：区域区分

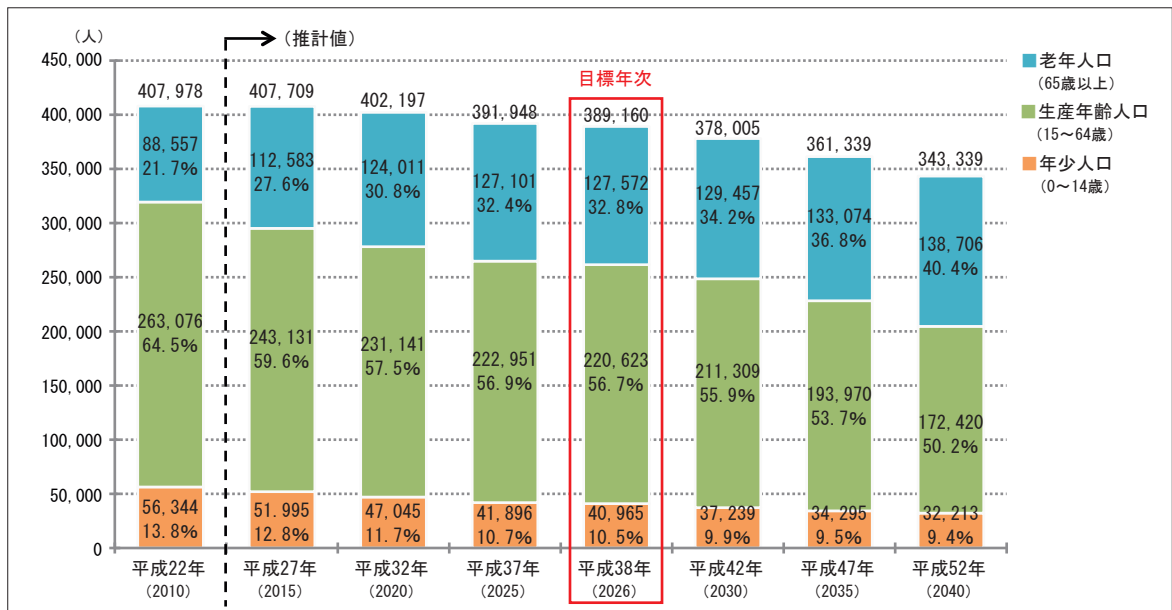
計画的な市街化を図るため、都市計画区域において市街化区域と市街化調整区域を区分（線引き）することで、都市計画法に基づき都道府県知事等が指定することができます。

将来人口の推計について

本計画では、現実的な推計値に基づいた検討を行うため、国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月）」や、本市が行った「枚方市人口推計調査報告書（平成26（2014）年1月）」の推計値を参酌しました。

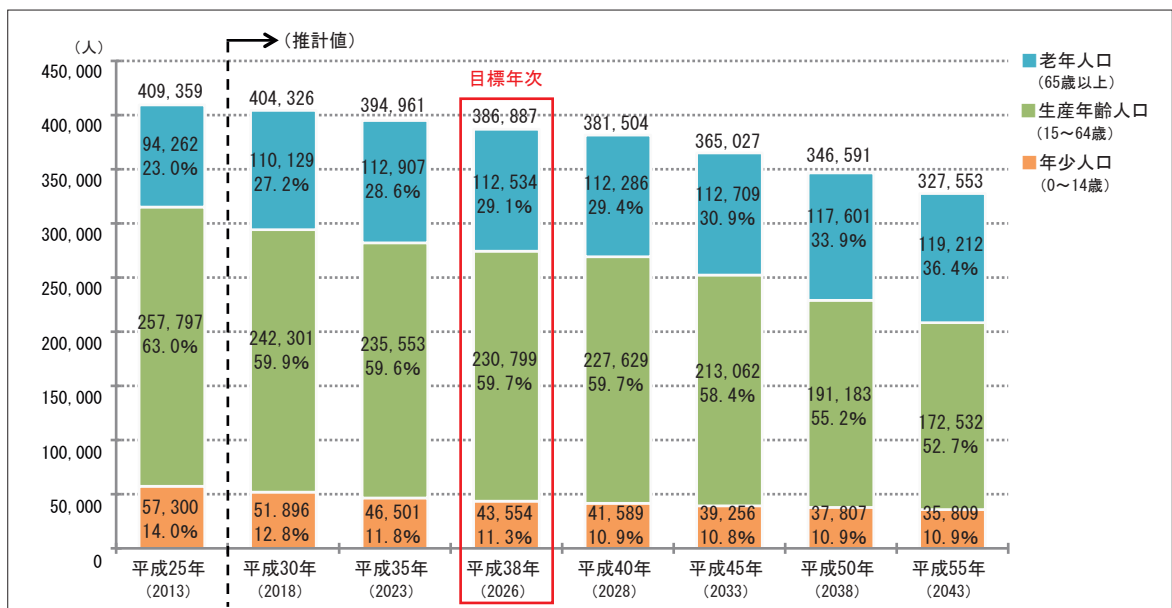
国立社会保障・人口問題研究所 推計値

「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月）より」



枚方市 推計値

「枚方市人口推計調査報告書（平成26（2014）年1月）より」



4 枚方市の現況

1) 位置等

本市は大阪府の北東部に位置し、京都府、奈良県とも市域の一部が接する2府1県の境であり、7市町と隣接しています。市域は、東西約12km、南北約8.7kmであり、総面積は約65.12km²となっています。



枚方市の位置

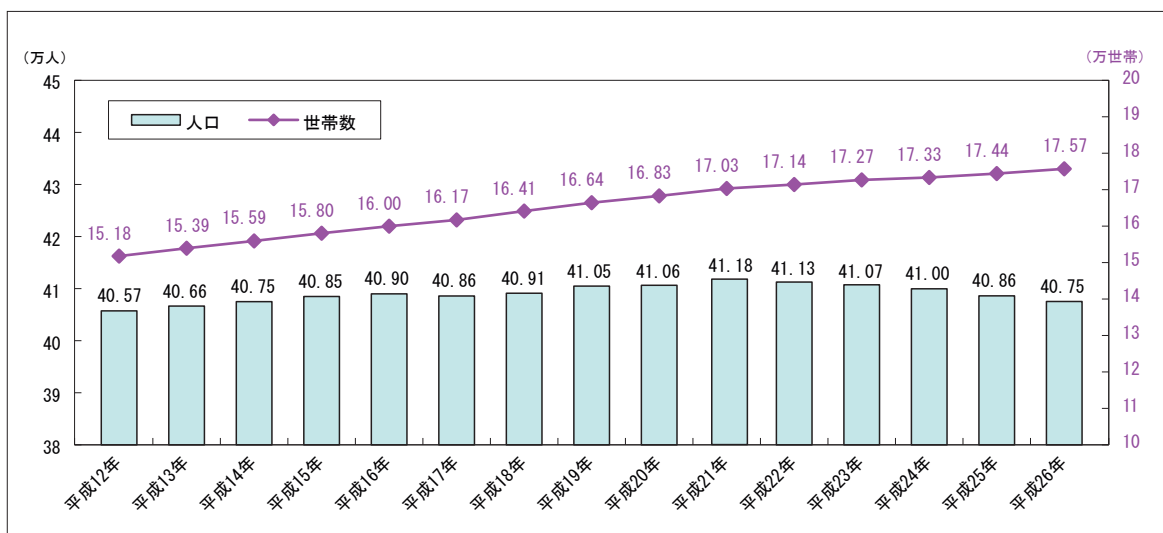
2) 人口

① 人口と世帯数

総人口は、これまで緩やかな増加傾向にあったものの、平成21(2009)年をピークにして、それ以後については緩やかな減少傾向となっており、平成26(2014)年においては、約40.8万人となっています。

世帯数は、平成26(2014)年においては、約17.6万世帯となっており、平成21(2009)年から比較すると増加傾向となっています。1世帯当たりの人員は、約2.32人(平成26(2014)年)となっています。

枚方市の人口・世帯数の推移



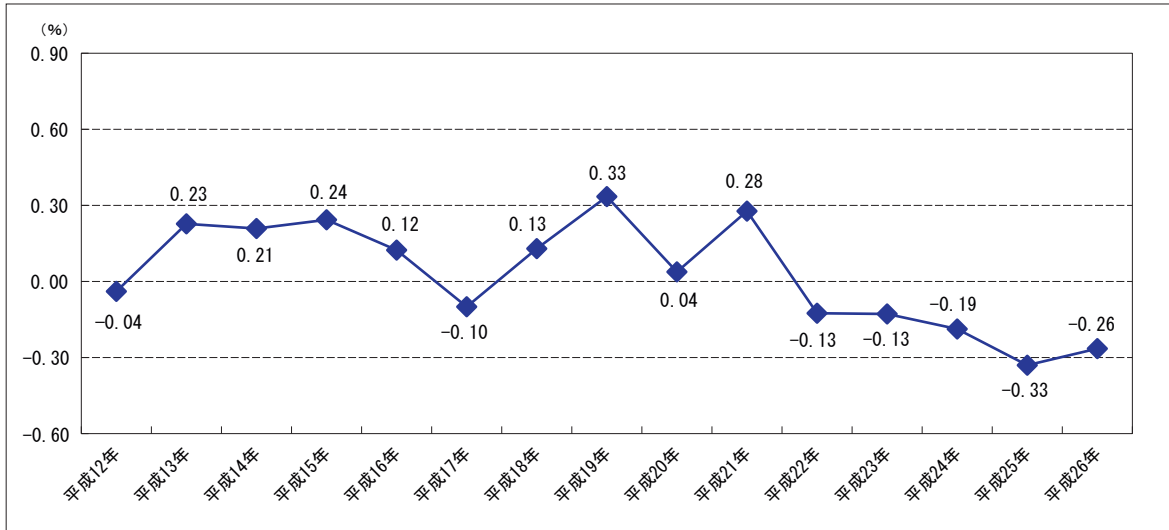
注1) 各年12月末日現在

注2) 平成16～23年は、住民基本台帳及び外国人登録人口による

注3) 平成24年～26年は、住民基本台帳による

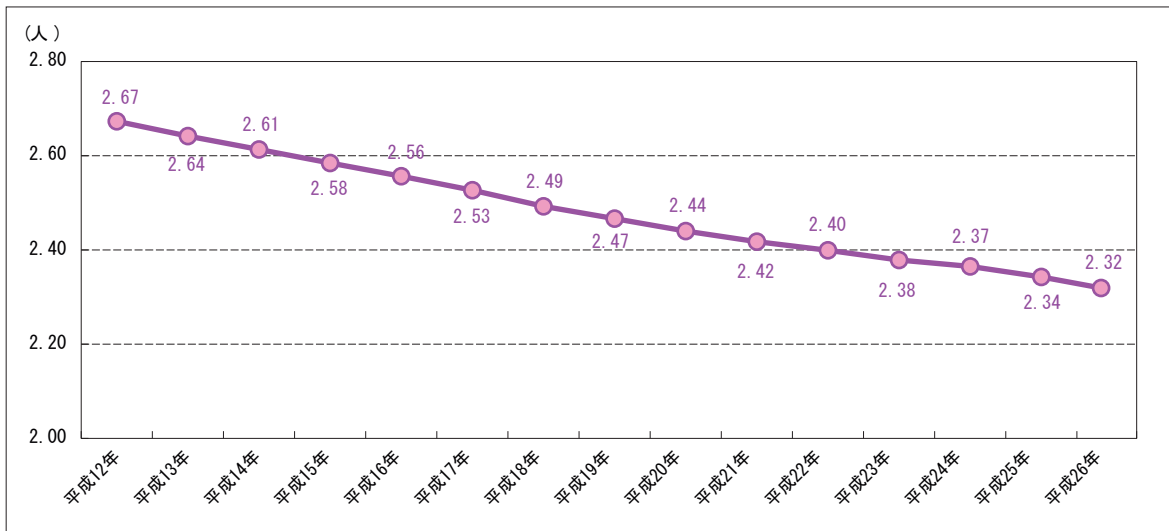
出典：枚方市統計書(各年)より

人口増加率の推移



注1) 各年12月末日現在
 注2) 平成16～23年は、住民基本台帳及び外国人登録人口による
 注3) 平成24年～26年は、住民基本台帳による
 出典：枚方市統計書（各年）より

1 世帯当たり人員の推移

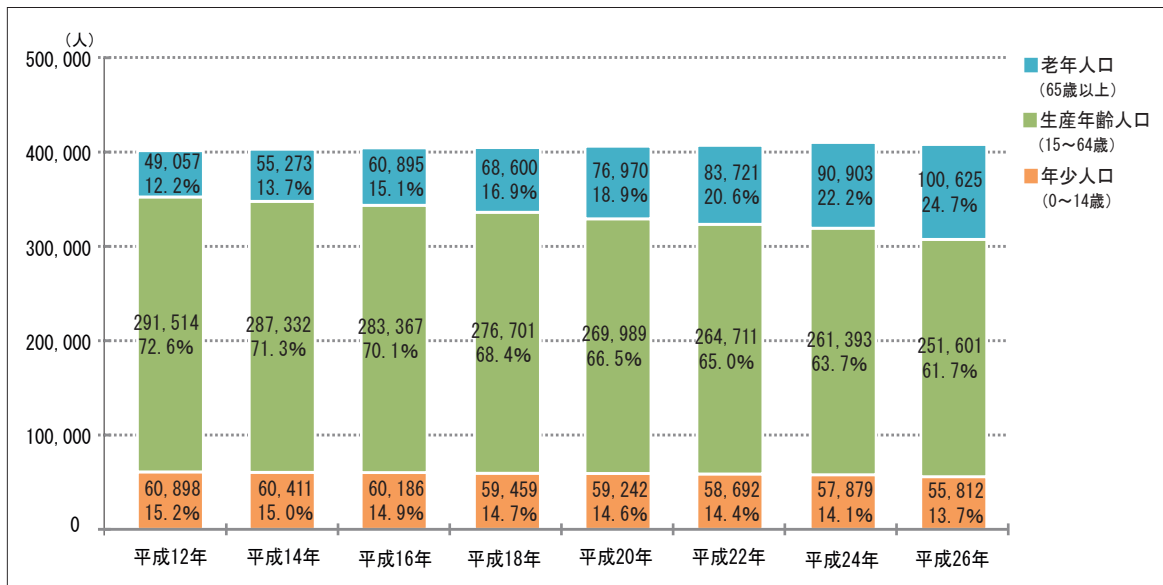


注1) 各年12月末日現在
 注2) 平成16～23年は、住民基本台帳及び外国人登録人口による
 注3) 平成24年～26年は、住民基本台帳による
 出典：枚方市統計書（各年）より

② 年齢構成

平成26（2014）年の15歳未満の年少人口は、55,812人（約13.7%）となっています。15歳から64歳までの生産年齢人口は251,601人（約61.7%）、65歳以上の老年人口は100,625人（約24.7%）となっています。平成12（2000）年から平成26（2014）年までの年齢構成の推移をみると、少子高齢化が進展している傾向となっています。

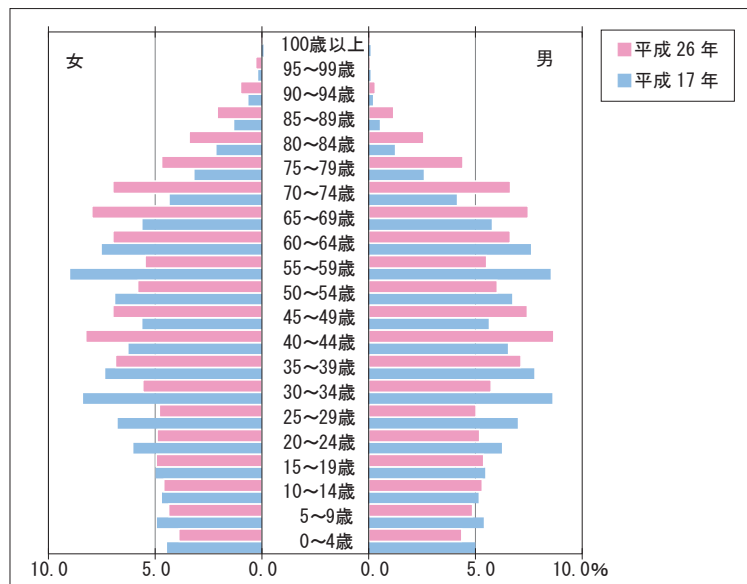
枚方市の年齢構成



注1) 各年10月1日現在 注2) 住民基本台帳による 出典: 枚方市統計書(各年)より

平成26（2014）年の年代別男女別人口構成比は、平成17（2005）年と比べ、年少人口比は低い割合のまま、老年人口比が増加している傾向となっています。

年代別男女別人口構成比



注1) 各年10月1日現在の住民基本台帳による 出典: 枚方市統計書(平成17年、平成26年)より

③ 人口集中地区 (DID)

人口集中地区(DID("Densely Inhabited District"の略))は、国勢調査^{※1}の結果に基づき、国が「都市的地域」を表す観点から設定したものです。一定の人口が集中(原則として人口密度が1km²当たり約4,000人以上)するとともに、一団で5,000人以上の人口規模を有している地域や、文教レクリエーション施設、産業施設、公共施設及び社会福祉施設などがその過半を占めている地域が対象となります。

昭和45(1970)年における本市の総人口は約22万人でしたが、この当時のDID人口は175,015人、DID人口密度は1ha当たり約84.1人となっていました。

この頃は、地方都市圏から大都市圏へ人や産業などが集中した時期で、これにより本市においても急速に市内人口が増加し、それに伴って市街地やDIDが拡大しており、近年に至るまでそういった増加・拡大傾向は続いていました。

平成22(2010)年における総人口407,978人のうち、DID人口は393,370人、DID人口密度は1ha当たり約96.2人となっています。

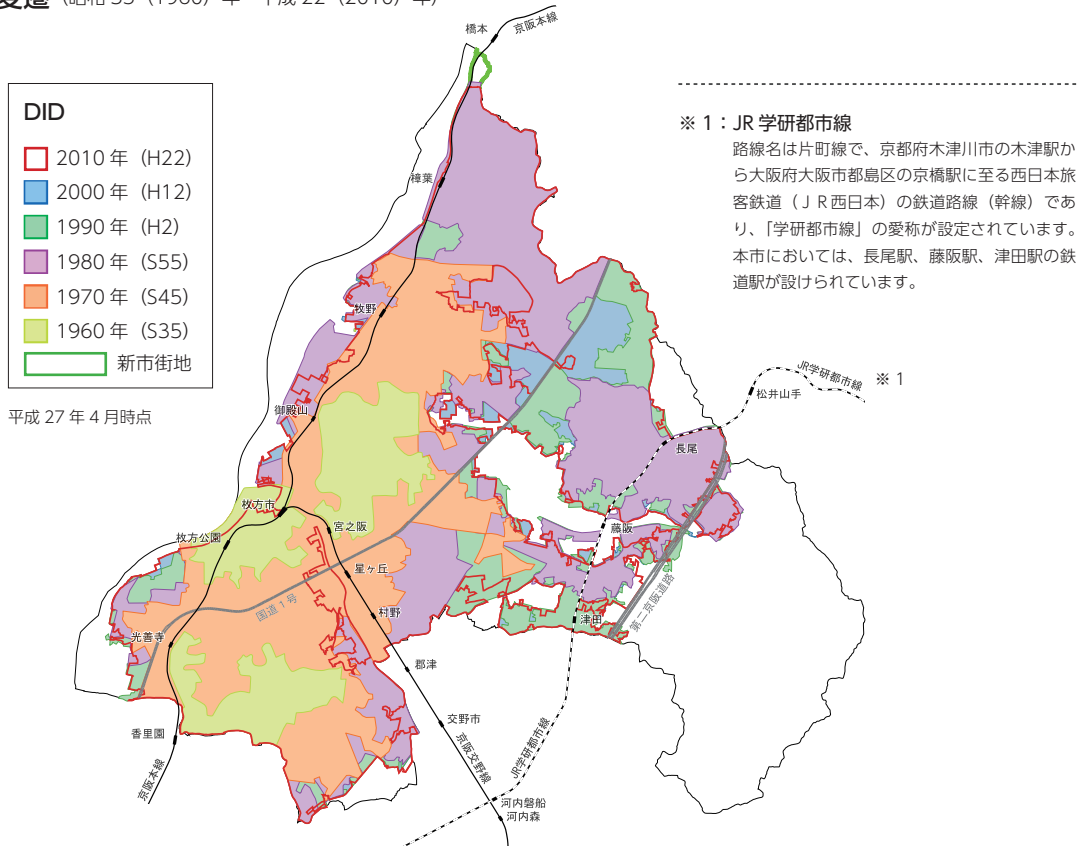
枚方市のDID人口、DID面積、DID人口密度(昭和35(1960)年～平成22(2010)年)

年次	DID人口	DID面積	DID人口密度
昭和35(1960)年	42,332人	約6.4km ²	約66.1人/ha
昭和40(1965)年	66,064人	約5.9km ²	約112.0人/ha
昭和45(1970)年	175,015人	約20.8km ²	約84.1人/ha
昭和50(1975)年	263,148人	約30.5km ²	約86.3人/ha
昭和55(1980)年	326,438人	約36.7km ²	約88.9人/ha
昭和60(1985)年	347,010人	約36.6km ²	約94.8人/ha
平成2(1990)年	376,740人	約41.0km ²	約91.9人/ha
平成7(1995)年	388,084人	約41.0km ²	約94.7人/ha
平成12(2000)年	389,084人	約40.81km ²	約95.3人/ha
平成17(2005)年	389,084人	約40.81km ²	約95.3人/ha
平成22(2010)年	393,370人	約40.89km ²	約96.2人/ha

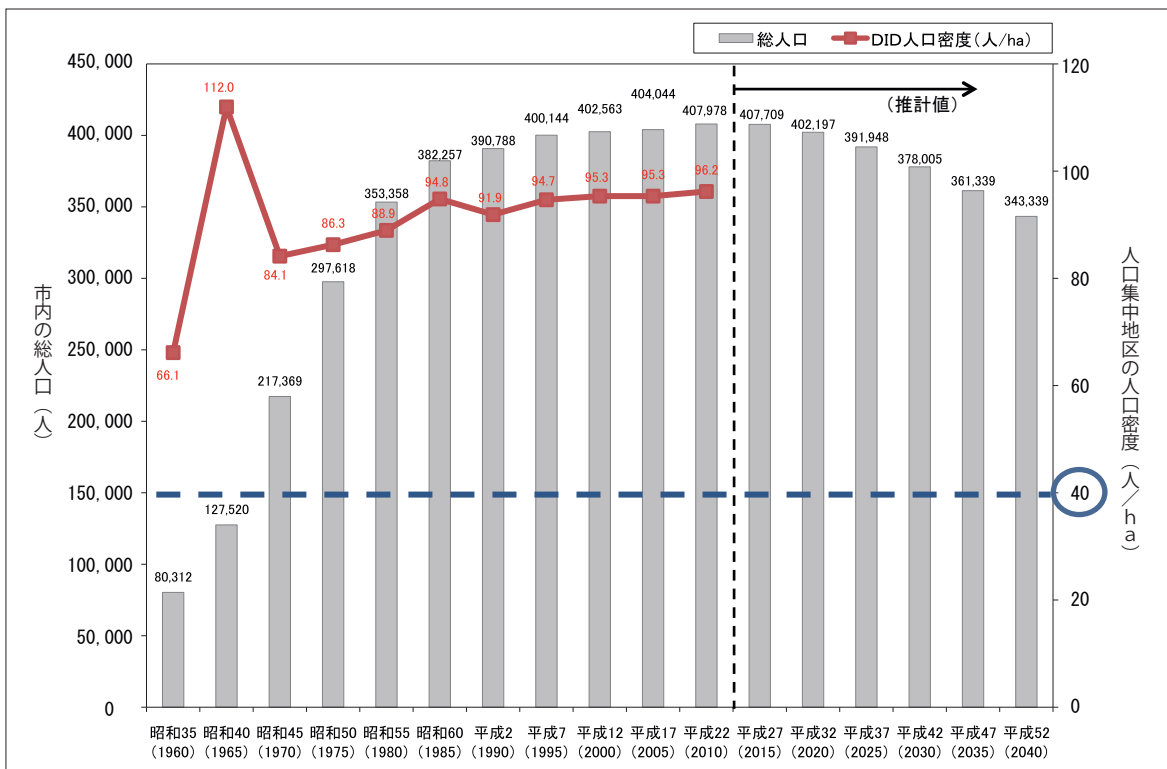
※1：国勢調査

国勢調査は、日本に住んでいる全ての人々及び世帯を対象とする国の統計調査で、国内の人口や世帯などの実態を明らかにするために、5年ごとに行われます。

DIDの変遷 (昭和35(1960)年~平成22(2010)年)



総人口とDID人口密度の推移 (昭和35(1960)年~平成22(2010)年)、平成27年以降の将来人口推計



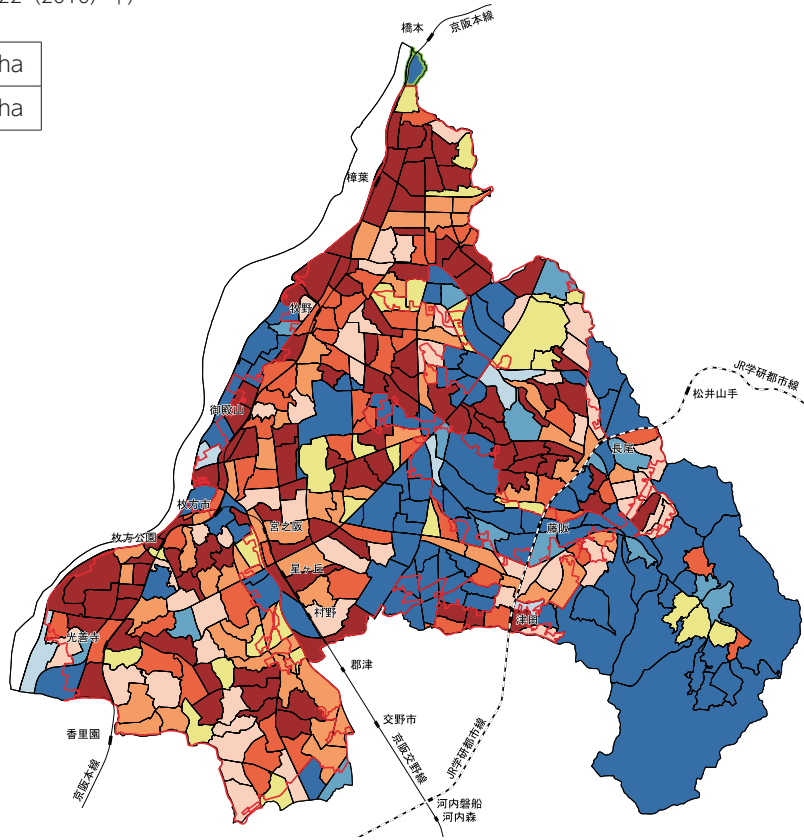
出典: 総人口とDID人口密度の推移(国勢調査より) 平成27年以降の将来人口推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より)

都市全体の人口密度 (平成22 (2010) 年)

人口密度	約 62.7 人 /ha
DID 人口密度	約 96.2 人 /ha

DID
 新市街地
 平成 27 年 4 月時点

人口密度
 単位：人/ha
 ■ 20未満
 ■ 20以上30未満
 ■ 30以上40未満
 ■ 40以上60未満
 ■ 60以上80未満
 ■ 80以上100未満
 ■ 100以上120未満
 ■ 120以上

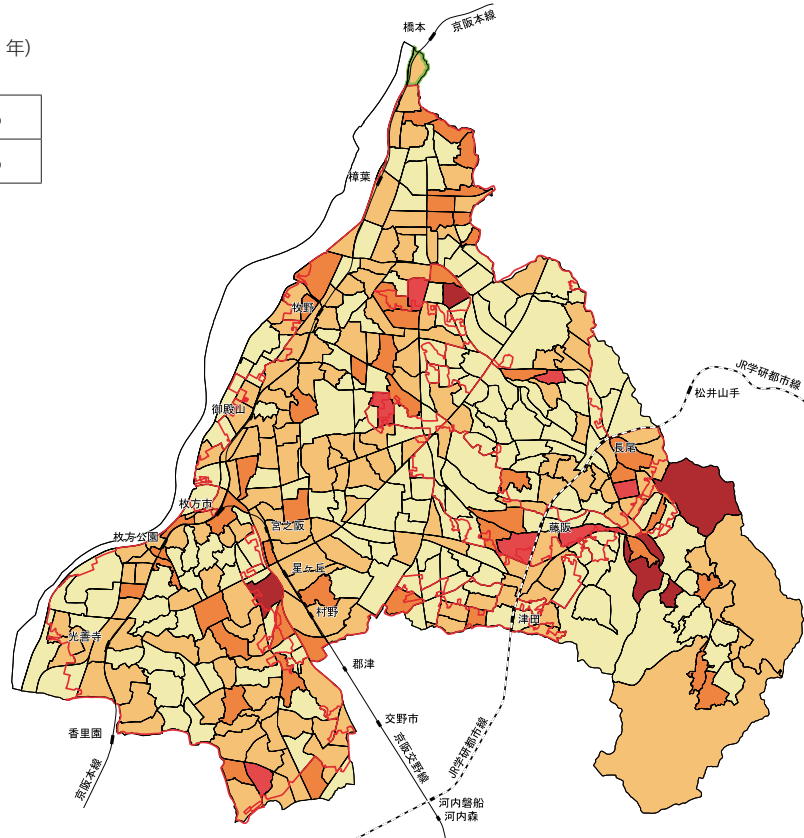


高齢化率*1 (平成22 (2010) 年)

高齢化率	約 21.7%
DID 高齢化率	約 21.6%

DID
 新市街地
 平成 27 年 4 月時点

高齢化率
 単位：%
 ■ 20未満
 ■ 20以上30未満
 ■ 30以上40未満
 ■ 40以上50未満
 ■ 50以上



※ 1：高齢化率
 65 歳以上の老年人口が、総人口に占める割合のことです。

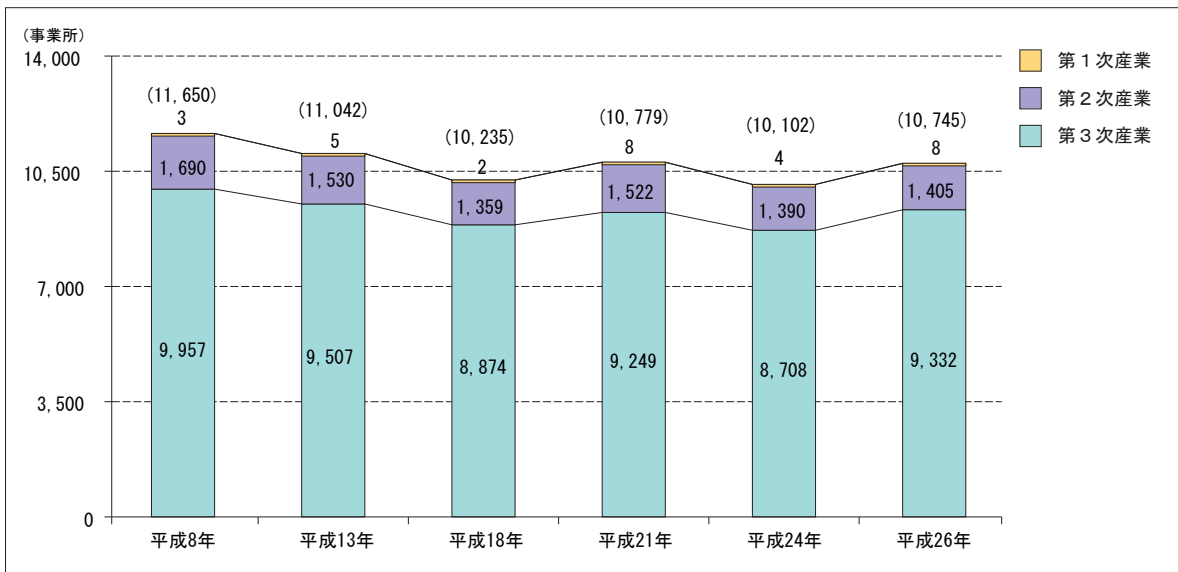
3) 産業

産業について、平成8（1996）年からの推移をみると、事業所数は平成26（2014）年で10,745事業所となっており、横ばいとなっています。

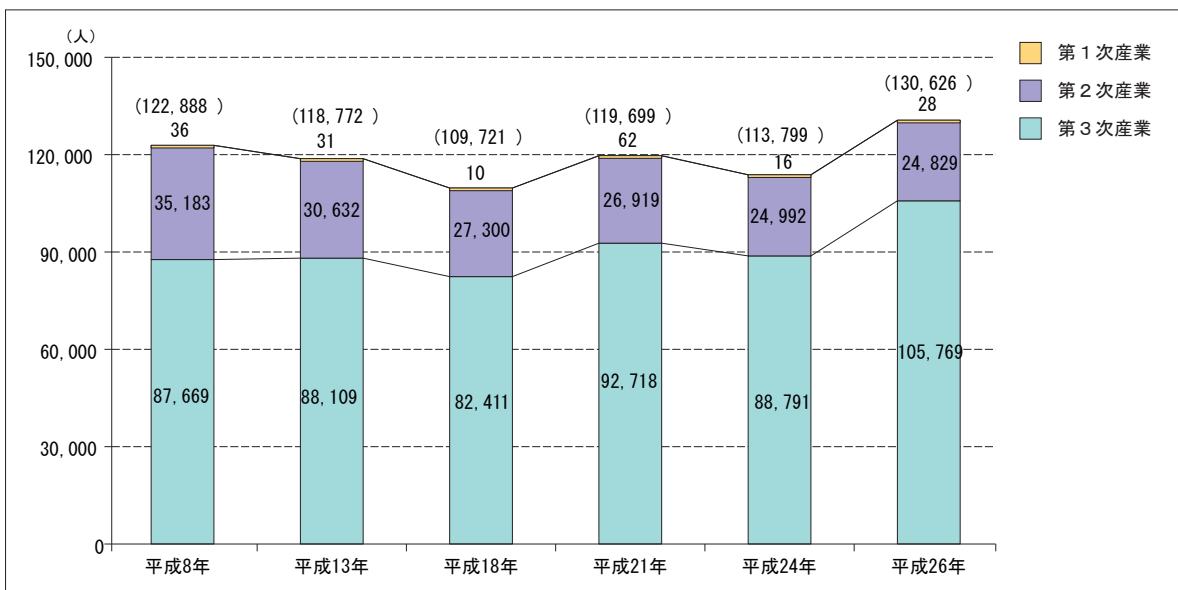
一方で、従業者数は平成26（2014）年で130,626人となっており、概ね増加傾向となっています。

この内、第3次産業の従業者数は、概ね増加傾向を示していますが、第2次産業の従業者数は減少傾向となっています。

事業所数の推移



従業者数の推移



注1) 平成8年10月1日現在、平成13年10月1日現在、平成18年10月1日現在、平成21年7月1日現在、平成24年7月1日現在、平成26年7月1日現在。

注2) ()内は総数。

注3) 経済センサス(平成21年に第1回実施)は事業所・企業統計調査(平成18年まで実施)と調査対象は同様であるが、「本社等一括調査」の導入によって、調査方法が変わったため、その数字の差数が全て増加・減少を示すものではない。

出典: 事業所・企業統計調査(平成18年まで実施)、総務省統計局「経済センサス-基礎調査」「経済センサス-活動調査」(平成21年から)より

産業の中分類別の従業者数は、平成26（2014）年において、第1次産業が28人、第2次産業が24,829人、第3次産業が105,769人となっており、第3次産業従業者数が全体の約81.0%を占めています。産業分類別の従業者数をみると、医療・福祉が27,816人（約21.3%）で最も多く、次いで卸売業・小売業が23,875人（約18.3%）、製造業が19,270人（約14.8%）となっています。

産業（中分類別）事業所数、従業者数（平成26年（2014））

区分	事業所数		従業者数		
	(事業所)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	
総計	10,745	100.0	130,626	100.0	
第1次産業	農業、林業	8	0.1	28	0.0
	漁業	0	0.0	0	0.0
第2次産業		1,405	13.1	24,829	19.0
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0
	建設業	832	7.7	5,559	4.3
第3次産業	製造業	573	5.3	19,270	14.8
		9,332	86.8	105,769	81.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	13	0.1	582	0.4
	情報通信業	78	0.7	445	0.3
	運輸業、郵便業	166	1.5	5,501	4.2
	卸売業、小売業	2,553	23.8	23,875	18.3
	金融業、保険業	144	1.3	2,334	1.8
	不動産業、物品賃貸業	810	7.5	3,299	2.5
	学術研究、専門・技術サービス業	375	3.5	1,877	1.4
	宿泊業、飲食サービス業	1,492	13.9	13,330	10.2
	生活関連サービス業、娯楽業	1,124	10.5	5,984	4.6
	教育、学習支援業	612	5.7	8,676	6.6
	医療、福祉	1,330	12.4	27,816	21.3
	複合サービス事業	51	0.5	823	0.6
	サービス業（他に分類されないもの）	535	5.0	8,362	6.4
公務（他に分類されるものを除く）	49	0.5	2,865	2.2	

注) 平成26年7月1日現在

出典：総務省統計局「平成26年 経済センサス-基礎調査」より

① 商業

本市の卸売業・小売業は、平成 26（2014）年で商店数が 1,712 店、従業者数が 16,206 人、年間販売額が約 4,248 億円、売場面積は約 280,047㎡となっています。その内、小売業は、商店数が 1,471 店、従業者数が 13,972 人、年間販売額が約 2,628 億円となっています。

小売業の推移をみると、商店数については年々減少傾向となっており、売場面積については平成 19（2007）年までは増加傾向にありましたが、平成 26（2014）年におきましては減少傾向となっています。

従業者数は平成 14（2002）年までは増加傾向を示していますが、その後は横ばいで推移し、平成 26（2014）年には減少となっています。

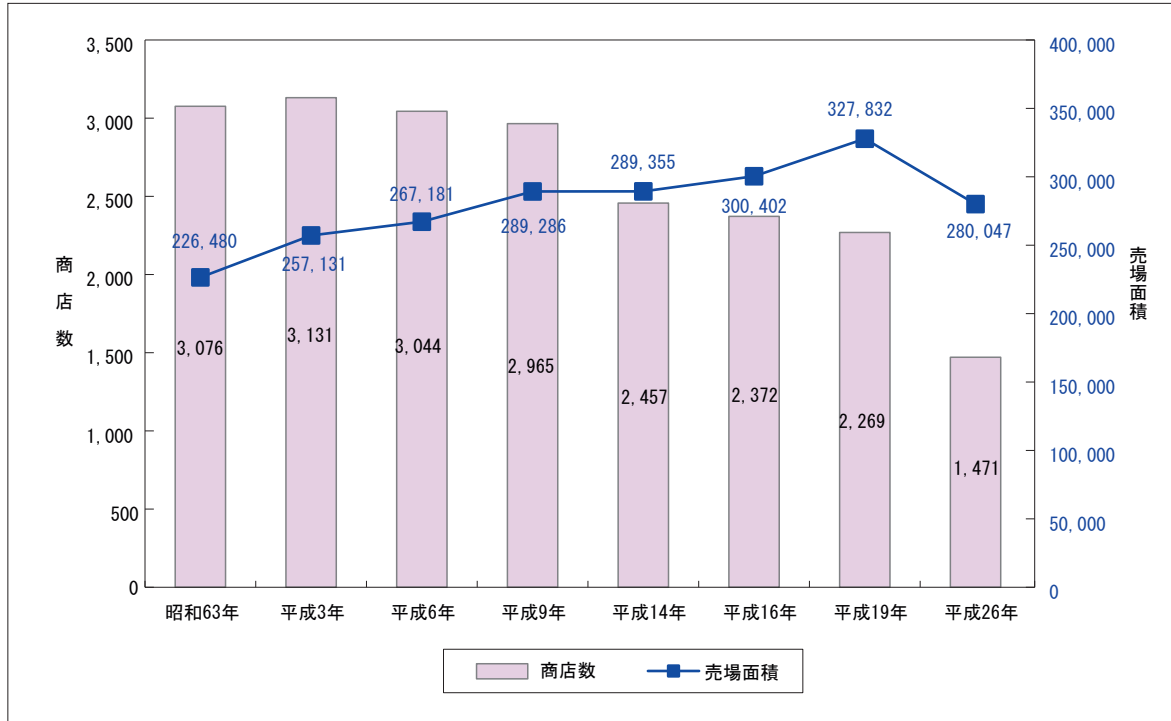
年間販売額については平成 9（1997）年から減少傾向にありましたが、平成 16（2004）年より増加に転じたものの、平成 26（2014）年では再び減少しています。

商業の推移

年次	商店数（店）	従業者数（人）	年間販売額（百万円）	売場面積（㎡）	
総数	昭和 63 年	3,462	17,853	396,174	226,480
	平成 3 年	3,530	19,374	545,361	257,131
	平成 6 年	3,420	21,202	548,312	267,181
	平成 9 年	3,334	21,714	589,430	289,286
	平成 14 年	2,872	22,704	499,653	289,355
	平成 16 年	2,726	20,908	471,876	300,402
	平成 19 年	2,576	21,111	471,034	327,832
	平成 26 年	1,712	16,206	424,772	280,047
うち、小売業	昭和 63 年	3,076	15,221	276,532	226,480
	平成 3 年	3,131	16,658	366,718	257,131
	平成 6 年	3,044	17,887	355,770	267,181
	平成 9 年	2,965	18,478	387,239	289,286
	平成 14 年	2,457	19,556	313,025	289,355
	平成 16 年	2,372	18,329	286,288	300,402
	平成 19 年	2,269	18,605	310,229	327,832
	平成 26 年	1,471	13,972	262,768	280,047

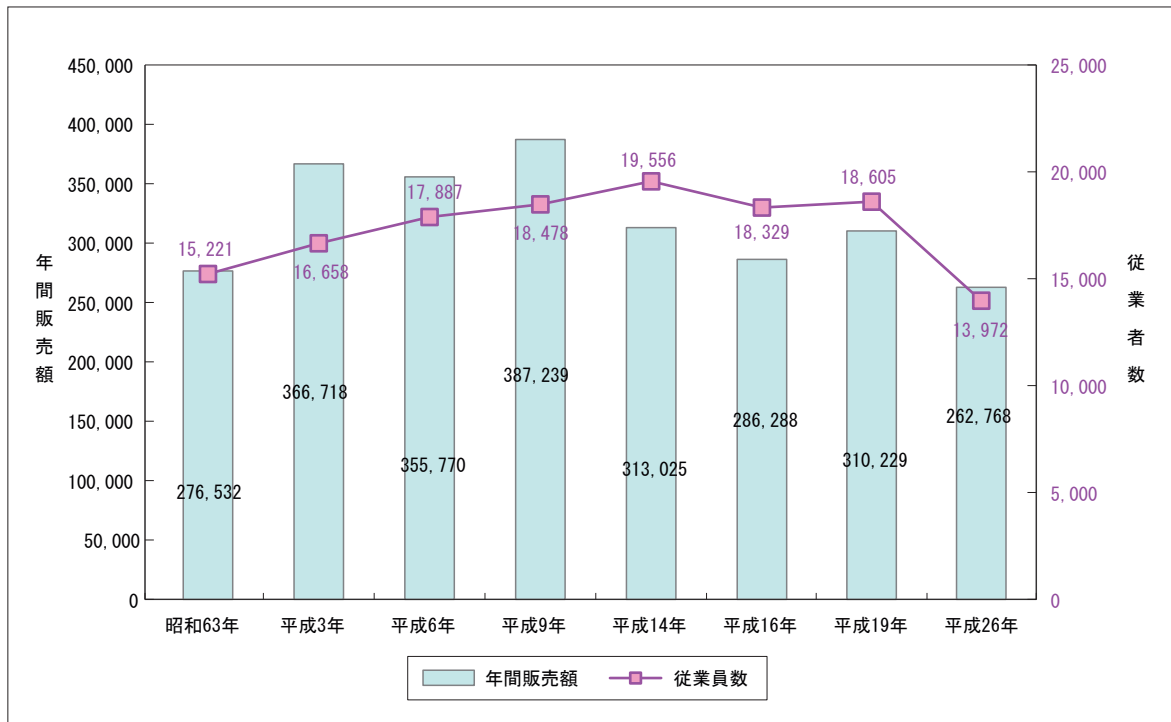
注）平成 3～9 年、26 年は 7 月 1 日現在、それ以外については 6 月 1 日現在
出典：商業統計より

小売業の商店数及び売場面積の推移



注) 平成3～9年、26年は7月1日現在、それ以外については6月1日現在
出典：商業統計より

小売業の年間販売額及び従業者数の推移



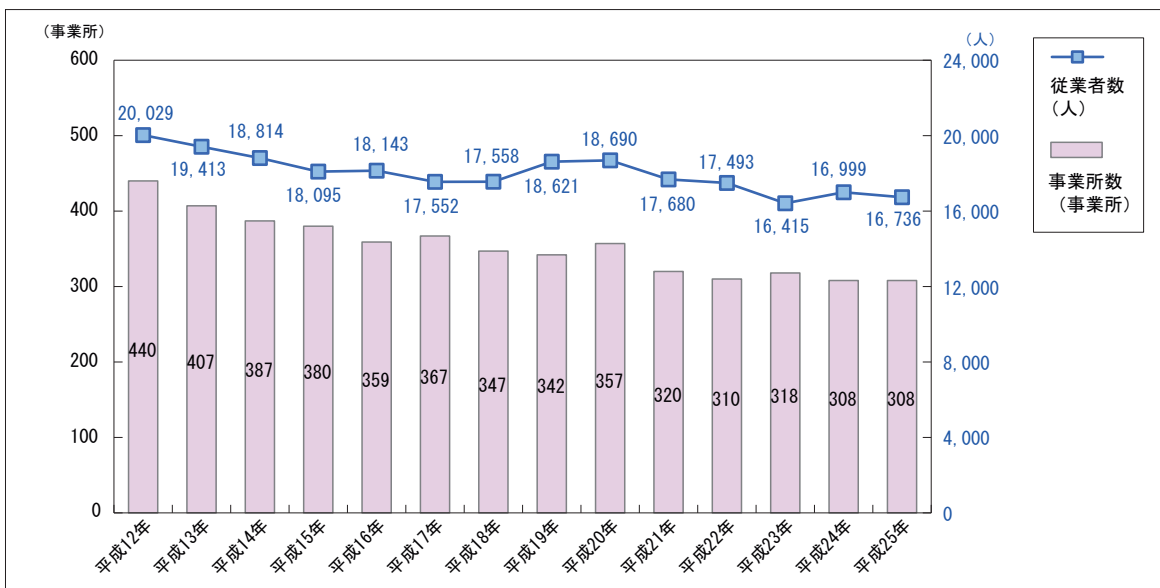
注) 平成3～9年、26年は7月1日現在、それ以外については6月1日現在
出典：商業統計より

②工業

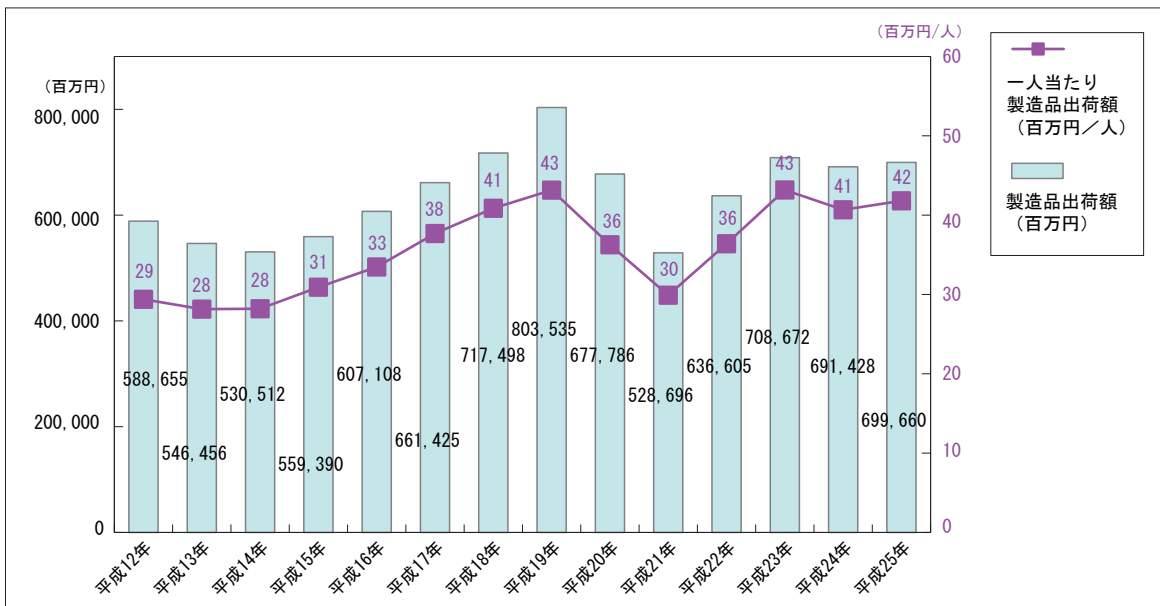
本市の工業は、平成 25（2013）年において事業所数が 308 事業所、従業者数が 16,736 人、製造品出荷額が約 6,997 億円となっています。

平成 12（2000）年から平成 25（2013）年の推移をみると、事業所数は減少傾向にあるものの、近年は横ばいで推移しています。従業者数は平成 19（2007）年は増加に転じますが、その後、減少傾向で推移しています。製造品出荷額については、一人当たり製造品出荷額は、平成 21（2009）年より増加に転じ、近年は横ばいで推移しています。

事業所数及び従業者数の推移



製造品出荷額及び一人当たり製造品出荷額の推移

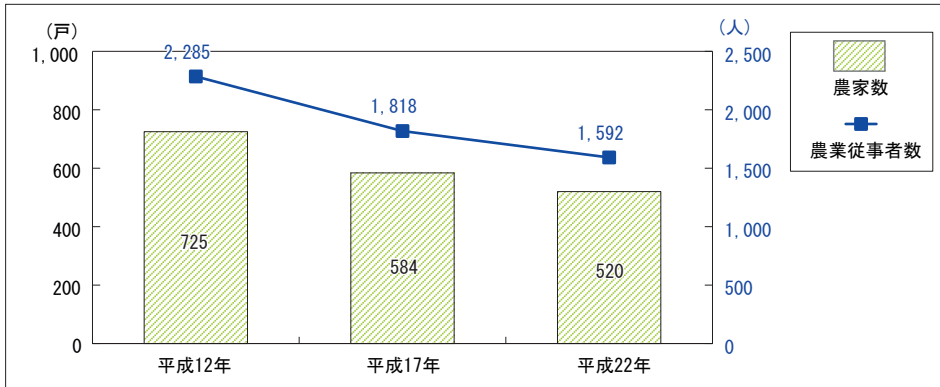


注) 各年 12 月末日現在、※平成 23 年を除く
注) 平成 20 年までは、経済産業省が公表した確定値である。
注) 平成 21 年に産業分類が改定されている。
注) 従業者 4 人以上の事業所の集計である。
注) 平成 23 年は経済センサス・活動調査 (平成 24 年 2 月 1 日期日) による。 出典：枚方市統計書 (平成 26 年) より

③農業

平成 22（2010）年時点で、枚方市の農家数は 520 戸、農業従事者数は 1,592 人となっており、平成 12（2000）年から比較して減少傾向となっています。

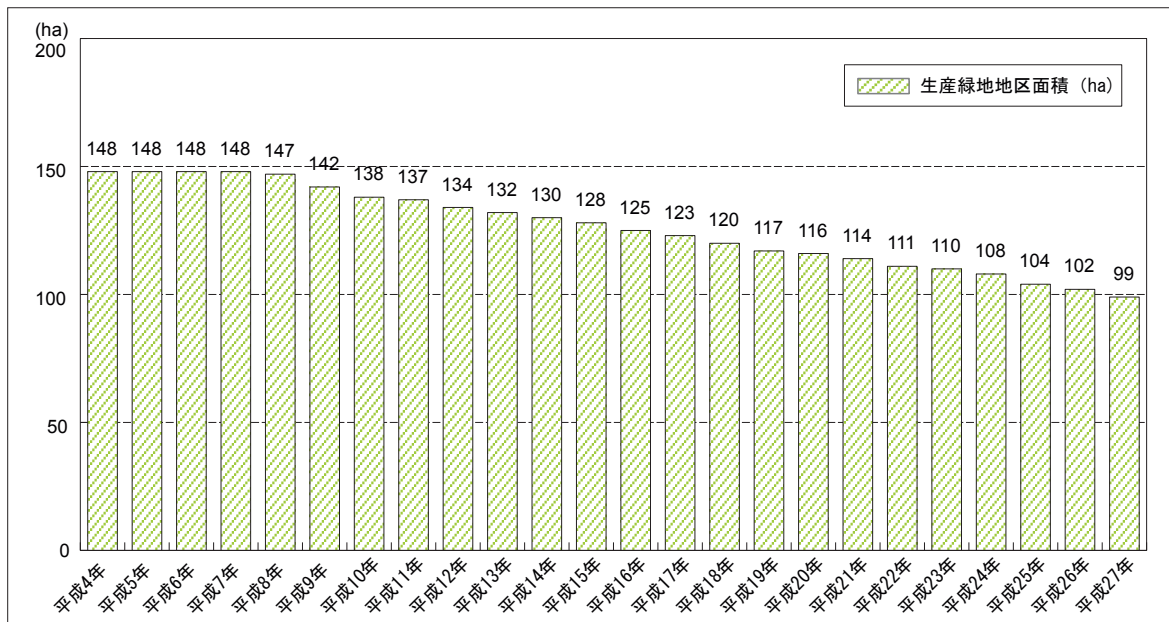
農家数及び農業従事者数の推移



注) 販売農家^{※1}のみの数値。
出典：枚方市統計書より

本市では、市街化区域^{※2}内の農地については、農地保全を図る生産緑地地区^{※3}として 459 地区を指定しており、その面積の合計は 約 99ha となっています。生産緑地地区の面積は、当初に指定を行った平成 4（1992）年度の約 148ha（543 地区）から一貫して減少しています。

生産緑地地区の推移（平成 4（1992）年度から平成 27（2015）年度まで）



※ 1：販売農家
経営耕地面積が 30 a 以上または農産物販売金額が 50 万円以上の農家のことです。

※ 2：市街化区域
都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法に基づき都道府県知事等が指定する区域のことです。

※ 3：生産緑地地区
良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地等の計画的な保全を図る地区として、都市計画に定められた地区のことです。

4) 土地利用の動向

① 土地利用の状況

市内の土地利用状況は、平成 22（2010）年度に実施された都市計画基礎調査^{*1}において、自然的土地利用が約 2,038.1ha（約 31.3%）、都市的土地利用^{*2}が約 4,478.7ha（約 68.7%）となっています。

内訳を見ると、宅地が約 3,561.1ha（約 54.6%）で都市全体の半数以上を占めており、次いで農地が多く約 704.9ha（約 10.8%）、山林が約 564.6ha（約 8.7%）となっています。

土地利用別面積

		面積 (ha)			構成比 (%)	
		市街化区域	市街化調整区域	総計		
都市的土地利用	宅地	一般市街地	2,483.1	47.5	2,530.6	38.8
		集落地	272.7	39.6	312.3	4.8
		商業業務地	215.3	38.1	253.4	3.9
		工場地	410.2	54.6	464.8	7.1
		小計	3,381.3	179.8	3,561.1	54.6
	公共施設	113.8	51.7	165.5	2.5	
	官公署	18.9	2.2	21.1	0.3	
	学校	235.1	64.3	299.4	4.6	
	道路・鉄軌道敷	97.3	14.8	112.1	1.7	
	公園・緑地	44.8	124.3	169.1	2.6	
	運動場・遊園地	39.5	23.5	63.0	1.0	
	社寺敷地・公開庭園	23.6	3.7	27.3	0.4	
	墓地	12.2	9.1	21.3	0.3	
	その他の空地	18.8	20.0	38.8	0.6	
小計	3,985.3	493.4	4,478.7	68.7		
自然的土地利用	農地	田・休耕地	84.5	601.5	686.0	10.5
		畑	5.1	13.8	18.9	0.3
		小計	89.6	615.3	704.9	10.8
	山林	56.8	507.8	564.6	8.7	
	水面	33.9	132.2	166.1	2.5	
	低湿地・荒蕪地	50.9	248.0	298.9	4.6	
	原野・牧野	0.5	303.1	303.6	4.7	
小計	231.7	1,806.4	2,038.1	31.3		
合計		4,217.0	2,299.8	6,516.8	100.0	

出典：都市計画基礎調査（平成 22 年度） 大阪府調査より

※ 1：都市計画基礎調査

都市計画法第 6 条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況などを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うために、都道府県が実施する基礎調査のことです。

※ 2：都市的土地利用

住宅用地、商業用地、工業用地、一般道路などの主として人工的な土地利用のことで、農地や森林などの自然的土地利用以外の土地利用の総称です。

② 用途地域の指定状況

本市は、市域の全てが東部大阪都市計画区域に含まれており、昭和45（1970）年6月に市街化区域及び市街化調整区域^{※1}を定める区域区分の当初の決定（いわゆる線引き）が行われ、それ以降に数回の見直しを経て、平成28（2016）年3月時点においては、都市計画区域^{※2}の面積の約6,512haに対して、約4,188ha（約64.3%）が市街化区域、約2,324ha（約35.7%）が市街化調整区域となっています。

市街化区域に対応する用途地域^{※3}については、住居系用途地域 約3,390ha（約80.9%）、商業系用途地域 約133ha（約3.2%）、工業系用途地域 約665ha（約15.9%）を指定しています。

用途地域の指定状況（平成28年3月時点）

分類	地 域 名	面積 (ha)	面積割合 (%)
住居系	第一種低層住居専用地域	約908	約21.7
	第二種低層住居専用地域	約91	約2.2
	第一種中高層住居専用地域	約1,336	約31.9
	第二種中高層住居専用地域	約559	約13.3
	第一種住居地域	約266	約6.4
	第二種住居地域	約203	約4.8
	準住居地域	約27	約0.6
	小 計	約3,390	約80.9
商業系	近隣商業地域	約100	約2.4
	商業地域	約33	約0.8
	小 計	約133	約3.2
工業系	準工業地域	約341	約8.1
	工業地域	約94	約2.2
	工業専用地域	約230	約5.5
	小 計	約665	約15.9
	合 計	約4,188	100

※1：市街化調整区域

都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域として、都市計画法に基づき都道府県知事等が指定する区域のことです。市街化調整区域では、開発・建築行為を抑制する規制が適用されます。

※2：都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して一体の都市として、総合的に整備し、開発及び保全する必要がある区域として指定されたものです。

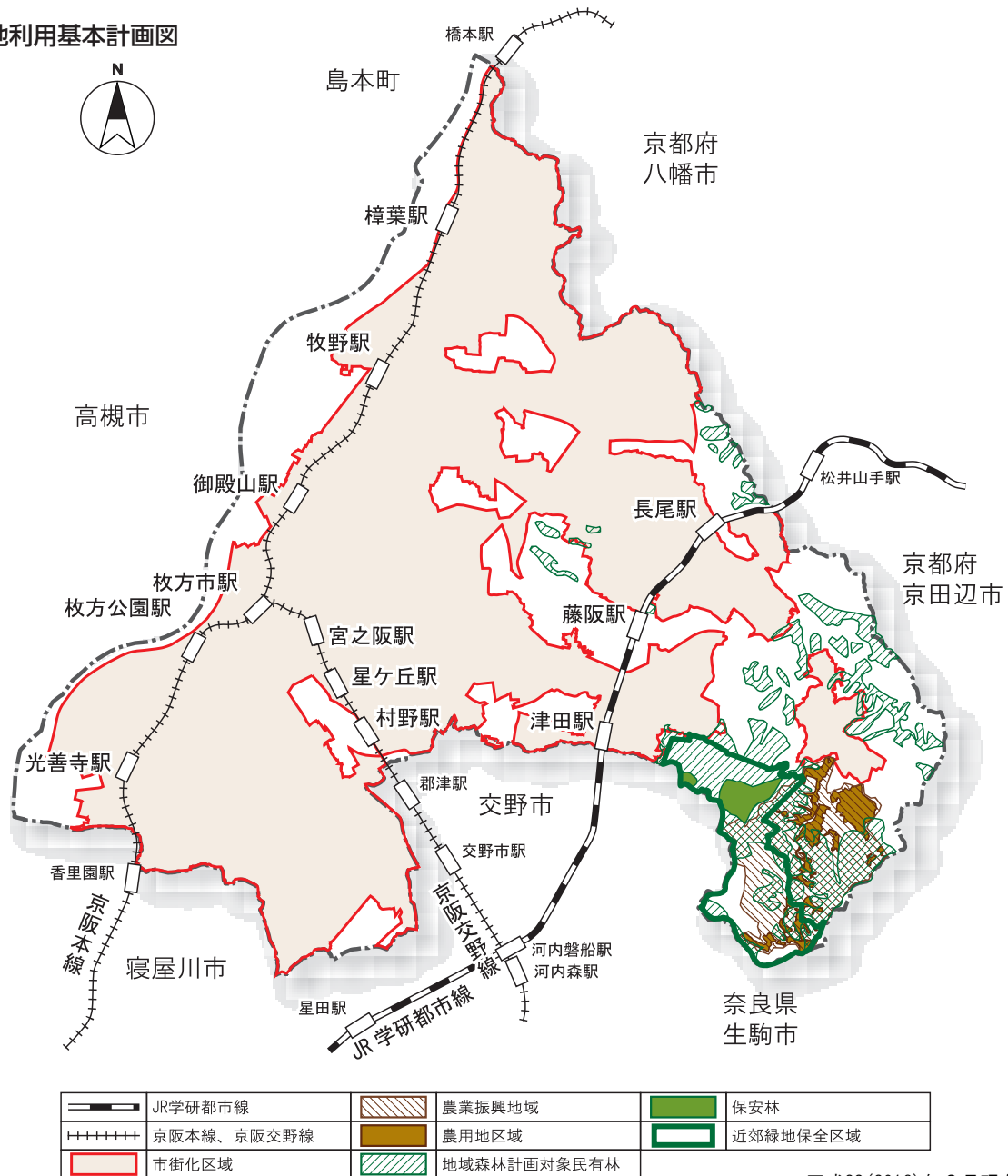
※3：用途地域

市街地の類型に応じて住居の環境の保護または業務の利便の増進を図るなど、適正かつ合理的な土地利用を実現するため、市街地を12種類の地域類型のいずれかに指定する都市計画のことです。

③ 土地利用関連法規制の状況

近郊緑地保全区域^{※1}、地域森林計画対象民有林^{※2}、農業振興地域^{※3}などが、概ね市街化区域外に指定されています。

土地利用基本計画図



平成28(2016)年3月現在

※1：近郊緑地保全区域

近畿圏の保全区域内（近畿圏整備法による）では近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地、観光資源等の保全などを目的として指定されるものです。

※2：地域森林計画対象民有林

森林法第5条に基づき、都道府県知事が5年ごとに10年を1期としてたてる地域森林計画の対象となる民有林のことです。民有林とは国が所有する国有林以外の森林のことです。

※3：農業振興地域

農用地として相当規模の土地がある、農業生産性の向上などが図られる見込みが確実である、農業上の利用の高度化を図ることが相当であるなどの理由から、一体として農業振興を図るべき地域として、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県知事が指定した区域のことです。

5 主要課題

1) 少子高齢化・人口減少

- ・日本国内の総人口については、減少していくことが推計されており、周辺都市においては既に人口が減少している状況となっておりますが、本市においても同様に減少傾向が続いています。また、老年人口は、緩やかな増加傾向、年少人口については出生率の低迷から減少していく傾向となっており、少子高齢化は今後も進展していくことが推計されています。

人口減少の進展は、局地的な差はあるものの、一般的に市街地の人口密度の低下につながり、これにより、生活サービス施設などを利用する人が減少するなど、都市機能の維持が困難化する要因となります。

さらに、日常的な移動手段となる公共交通機能の低下や、住宅地における空き地・空き家の増加などの様々な都市的課題を顕在化させていく要因となります。

また、少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少などによる市税収入の減少や社会保障関係費の増大をもたらす、財政面においても大きな影響を及ぼす要因となります。

こうしたことから、少子高齢化や人口減少に対応した計画的な都市づくりを促進していくことが求められています。

- ・道路などの都市基盤^{※1}の整備状況を考慮せずに、新たに市街地を拡大し続けることは、既成市街地の低密度化を招くとともに、新たな施設整備の助長や将来的な維持・更新費用の増加が生じるなど、行政コストの増大につながります。

住宅地については、医療、福祉、商業などの都市機能の提供が受けられ、公共交通が確保されるエリアへの立地を促進していくことが、快適に生活ができる都市環境を保つことにつながります。

市街地の拡大は、主要な幹線道路の沿道において産業系用地の確保を図る場合や、鉄道駅周辺で住宅地や生活サービス施設を立地させる場合など、地域に必要とされ、計画的な市街地の形成が見込まれるものを除き、抑制していくことが求められています。

2) 都市機能や産業

- ・鉄道などの公共交通による利便性が高いエリアに都市拠点を配置し、医療、福祉、商業などの生活サービスの都市機能の充実などを図ることが求められています。

また、都市拠点などの公共交通による交通利便性の高いエリアにおいては、都市の魅力や活力を高める文化施設などの都市機能の充実などを図ることが求められています。

- ・本市の産業の拠点となる工業系の用途地域が設定されているエリアでは、工場移転や撤退などによ

※1：都市基盤

都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設。道路・鉄道等基幹交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ごみ・汚水等処理施設などのことです。

る跡地において住宅開発が行われるなど、土地利用の転換が進みつつあります。

市内の企業団地などを中心に、工業などの産業集積や操業しやすい環境づくりを図るとともに、流通業務などを含めた市内産業の活性化を図ることが求められています。

- ・ 現在、整備が進められている新名神高速道路、第二京阪道路や国道1号などの主要な幹線道路によりもたらされる交通利便を生かして、道路沿道における商業、工業及び流通業務などの産業集積を進めていくことが求められています。
- ・ 高齢者の健康増進を図るなど、年齢構成の変化や多様なニーズに対応したスポーツの機会が提供できるよう、地域に応じたスポーツ環境の整備充実を図ることが求められています。

3) 交通

- ・ 平成22（2010）年3月の第二京阪道路の全線開通に伴い、周辺の道路が整備され渋滞状況の改善が見られたものの、依然として市内の交通渋滞の緩和が課題となっています。
新名神高速道路や市内の幹線道路の整備の促進などにより、交通渋滞の緩和や都市間交流の活性化、災害時の広域的な輸送ルートの確保などにつながる広域的な道路ネットワークを充実していくことが求められています。
- ・ 市内を通る広域的な幹線道路、周辺都市や都市拠点間の交流などを担う主要な幹線道路については、市内外の移動の利便を高めるとともに、市民の日常生活や産業・経済活動が円滑に行えるよう、計画的な整備を図るなど、道路ネットワークを充実させていくことが求められています。
- ・ 市民の日常生活に必要な移動を支える持続可能な公共交通機能の確保や、利用しやすい環境づくりなどによって、公共交通ネットワークを充実させていくことが求められています。
- ・ 鉄道駅などの周辺には快適な歩行環境の確保を行い、公共施設などにはバリアフリー化を行うなど、多くの人々が安全、安心に利用できるとともに、回遊し賑わいを創出することができる環境を整えていくことが求められています。

4) 公共施設

- ・ 公共施設の多くが整備後30年を超えてきており、今後、維持・更新費用の増加が見込まれます。また、将来的な人口減少に伴う施設の利用者数の見込みや、少子高齢化による利用者の年齢構成が変化することが想定されます。
既存施設などのストックを十分に活用するとともに、施設需要に合わせた目的や機能の見直し、他の施設との複合化や廃止も含めた総量の最適化を図ることが求められています。

- ・将来的に厳しい財政状況が予測されるなか、新たに行う整備については、より一層必要性が高く優先的に整備すべきものへ重点化を図るなど、効率的・効果的な公共投資に努めていくことが求められています。

5) 都市緑化及び緑地保全

- ・地域住民に緑による憩いの空間を提供する公園や緑地については、計画的な整備などを図ります。都市計画に定められた都市計画公園^{*1}及び緑地は、長期に渡り整備がなされないまま、建築制限だけが長期間に及ぶものもあり、適切に見直しを行っていくことが求められています。
- ・良好な都市環境の形成、地球温暖化^{*2}をはじめとする環境問題への対応や生物多様性^{*3}の確保の観点から、緑の確保は欠かせません。
本市には、淀川や里山^{*4}などの貴重な自然資源を有していますが、その一方で、市街地の緑地は少なく、良好な都市環境を形成する農地や社寺林・孤立林は減少しつつあります。
また、里山における森林管理が不十分である状況や耕作放棄地など、維持管理の担い手不足などにより、緑の質の低下が進んでいます。
これら都市に残された貴重な自然地や農地などを保全するとともに、都市緑化を促進していくことが求められています。
- ・農地については減少傾向にあり、市街地に残された農地の営農環境の保全を図っていくとともに、身近にふれることができる貴重な緑地として活用していくことが期待されています。

※ 1：都市計画公園

都市計画に定められた公園のことです。

※ 2：地球温暖化

近年、人間の活動に伴い温室効果ガス（二酸化炭素やメタンガス等）の大気中の濃度が増加することにより、地球の気温が上昇し、自然や生活環境に影響が生じる現象のことです。

※ 3：生物多様性

すべての生物間に違いがあること。動物・植物・微生物など様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種の中でも異なる遺伝子により個性がある「遺伝子の多様性」、森林・里山・河川・湿原など様々なタイプの自然がある「生態系の多様性」を意味する包括的な概念です。

※ 4：里山

樹林地、農耕地、ため池、水路及び集落や屋敷林が連たんする景観で、一体となった地域のことです。

6) 都市景観、居住環境

- ・枚方を象徴する自然風景やかつての宿場町などの歴史的景観が、住宅開発などにより失われないよう保全するとともに、ゆとりあるまち並みや、都市的な魅力を創出することで、良好な都市景観の形成を促進していくことが求められています。
- ・市民の本市への定住意向は高く、「住宅都市」としてのイメージが定着しつつあります。居住者により快適な生活を実現できるよう、良好な居住環境を提供していくことが求められています。
- ・人口減少の進展に伴い、増加していくことが予想される管理不良な空き家・空き地の発生抑制、適正管理及び活用を促進していくことが求められています。

7) 都市防災

- ・平成7（1995）年の阪神・淡路大震災、平成23（2011）年の東日本大震災、平成28（2016）年の熊本地震などは、各地で甚大な被害をもたらし、改めて防災・減災の重要性を再認識させられる災害となりました。また、近い将来には、南海トラフ巨大地震*1などの大規模地震の発生が予想されています。

本市では、高低差がある斜面地などもあり、土砂災害の危険性がある箇所が点在しています。また、近年、多発している局地的集中豪雨や台風により、浸水被害も懸念されています。今後、あらゆる大規模な自然災害に備えて、都市全体の防災機能を強化させるとともに、地域防災力を向上させる取り組みを促進していくことが急務となっており、災害に強い都市づくりを進めていくことが求められています。

※ 1：南海トラフ巨大地震

南海トラフは、静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ 4000 メートル級の海底の溝（トラフ）で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にあり、総延長は約 770 キロメートルです。この「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こることが警戒されているマグニチュード (M)9 級の巨大地震のことです。